

佐賀県告示第百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十三年四月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する形質変更時要届出区域

鳥栖市立石町字一殿給一 一番一の一部、西新町字所熊一四二二番六三の一部及び村田町五反三步字五反三步一四八四番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第

一項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物